

農業用施設(ダム)個別施設計画

令和4年5月

佐賀県農林水産部農地整備課

目次

I 概要

(1) 対象施設の概要	1
(2) 対象施設の設定	1
(3) 対象施設の種別・工種	1
(4) 対象施設の現状	2
(5) 計画期間	2

II 優先順位の考え方

(1) 施設の健全度評価	2
(2) 優先度の設定	3

III 個別施設の状態

(1) 農業用ダム、防災ダム	4
----------------	---

IV 対策の内容等

(1) 対策の内容	4
(2) 対策の実施時期・対策費用	4

I 概要

(1) 対象施設の概要

土地改良法に基づき整備され佐賀県が所有する農業用ダム及び防災ダムを対象とする。

(2) 対象施設の設定

本計画の対象とする施設は、農業用水の確保を図るため建設された6箇所の農業用ダムと地域の洪水被害を防止するために建設された2箇所の防災ダムとする。

佐賀県が所有するダム(農業用ダム:6箇所、防災ダム2箇所)は以下のとおり。

	ダム名称	所在地	河川名	型式	堤長・堤高	竣工年月
農業用	天ヶ瀬	多久市	瓦川内川	傾斜コア型フィルダム	270/39.4	S58.3
	繁昌	武雄市	高橋川	中心コア型フィルダム	156/29.4	S53.3
	古木場	伊万里市	有田川	中心コア型フィルダム	193/26.8	S57.3
	庭木	武雄市	庭木川	重力式コンクリートダム	130/26.2	H7.3
	大浦	太良町	田古里川	傾斜コア型フィルダム	160/45.0	S60.3
	八丁	小城市	今出川	傾斜コア型フィルダム	346/24.6	S58.3
防災	岸川	多久市	今出川	重力式コンクリートダム	66/26.5	S37.3
	河内	鳥栖市	大木川	中心コア型フィルダム	153/35.0	S46.3

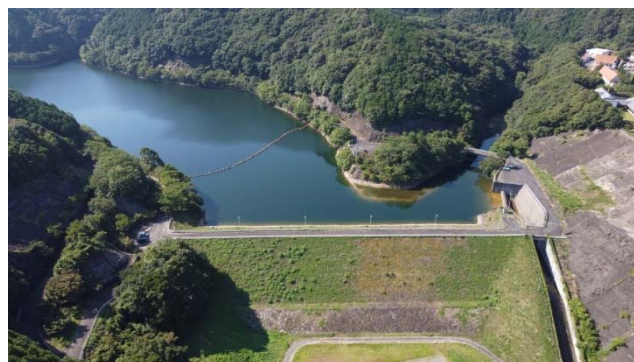
計画策定後に新たに整備された施設については、既に計画に位置づけられている施設との取扱いや整合性に留意のうえ、巡視・定期点検の結果を踏まえながら、適宜、現行計画又は次期計画の対象施設として位置づけるものとする。

(3) 対象施設の種別・工種

① 農業用ダム 6箇所



[庭木ダム]



[古木場ダム]

②防災ダム 2箇所



[岸川ダム]



[河内ダム]

(4)対象施設の現状

本県における農業用ダム及び防災ダムは、建設後約40年以上経過している施設が多く、中にはさらに古い施設も存在し、今後ますます施設の老朽化が進行する状況にある。

(5)計画期間

令和3年度から令和12年度までの10年間とする。

なお、計画見直しが必要な場合は随時見直しを行うこととする。

II 優先順位の考え方

将来にわたって農業用ダム及び防災ダムを安全に利用していくため、①計画の作成・②点検・③健全度評価・④維持管理対策といったメンテナンスサイクルに基づき、対策の優先順位を設定の上、予防的な維持・補修を行っていくこととし、点検結果をもとに健全度を評価し、改修等の措置が必要と判断されたものから整備を進める。

(1)施設の健全度評価

「農業水利施設の機能保全の手引き」(農林水産省)に基づく機能診断調査の結果に基づき、施設の種類や構造のほか施設の立地条件等を踏まえ、各工種における健全度評価を行い、様々な要因を含め健全度の総合評価を行う。

○施設の健全度指標

健全度 (ランク)	施設の状態		対応する 対策の目安
	土木施設	施設機械設備	
S-1	<ul style="list-style-type: none"> 施設の構造的安定性に重大な影響を及ぼす変状が複数認められる状態 近い将来に施設機能が失われる、または著しく低下するリスクが高い状態 補強では経済的な対応が困難で、施設の更新が必要な状態 	<ul style="list-style-type: none"> 設備等の信頼性が著しく低下しており、補修では経済的な対応が困難な状態 近い将来に設備の機能が失われるリスクが高い状態 本来的機能及び社会的機能における性能が総合的に著しく低下している状態 	更新 (更新)
S-2	施設の構造的安定性に影響を及ぼす変状が認められる状態	機能に支障がある状態。著しい性能低下により、至急対策が必要な状態	補強・補修 (至急劣化対策)
S-3	変状が顕著に認められる状態	放置しておくとも機能に支障が出る状態で、対策が必要な状態	補修・補強 (劣化対策)
S-4	軽微な変状が認められる状態	軽微な変状が認められるが、機能上の支障はない状態	要観察 (継続監視)
S-5	変状がほとんど認められない状態	異常が認められない状態	対策不要 (対策不要)

(2) 優先度の設定

対策の優先度は、施設の健全度がそのまま優先度の判断材料となる。

対策の優先度の基準

対策の優先度	判断基準
優先度①	S-1
優先度②	S-2
優先度③	S-3
優先度④	S-4
優先度⑤	S-5

Ⅲ 個別施設の状態

本計画の策定にあたって実施した点検・診断により把握された施設毎の健全度については、以下のとおりである。

天ヶ瀬ダム

- ・堤体 S-5 ・鉄筋コンクリート構造物 S-4 ・電気設備 S-5(対策済)
- ・水管理制御設備 S-5(対策済)

繁昌ダム

- ・堤体 S-4 ・鉄筋コンクリート構造物 S-4 ・水管理設備 S-5(対策済)
- ・放流設備 S-5(対策済) ・電気設備 S-4

古木場ダム

- ・堤体 S-4 ・鉄筋コンクリート構造物 S-4 ・取水設備 S-4 ・電気設備 S-5(対策済)
- ・水管理制御設備 S-5(対策済)

庭木ダム

- ・堤体 S-5 ・水管理制御設備 S-5(対策済) ・放流設備 S-4
- ・電気設備 S-5(対策済)

大浦ダム

- ・堤体 S-4 ・鉄筋コンクリート構造物 S-4 ・取水設備 S-4 ・送水管 S-4

八丁ダム

- ・堤体 S-5 ・ゲート設備 S-4 ・取水堰 S-4

岸川ダム

- ・堤体 S-4 ・ゲート設備 S-5(対策済) ・電気設備 S-5(対策済)

河内ダム

- ・堤体 S-4 ・水管理制御設備 S-4 ・ゲート設備 S-4 ・電気設備 S-4

Ⅳ 対策の内容等

(1) 対策の内容

対策が必要な施設は健全度(S-1～S-3)である。対策が必要な施設については、既に対策済みで健全度はS-5(変状がほとんど認められない状態)となっている。

(2) 対策の実施時期・対策費用

直近で対策が必要な施設はないが、定期的な点検を実施し必要に応じ維持・修繕を実施する。

ダム位置図

